

第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	平 成 24 年	平 成 23 年	
総 数	824,473	823,162	1,311
車 両 通 行 止 め 等	29,303	29,719	△416
歩 行 者 専 用	34,017	33,425	592
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	47,959	48,154	△195
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	67,960	67,964	△4
進 入 禁 止	28,159	28,074	85
一 方 通 行	20,449	20,392	57
最 高 速 度	94,232	93,333	899
駐 車 禁 止 等	216,693	217,066	△373
進 行 方 向 別 通 行 区 分	2,832	2,724	108
バ ス 専 用 ・ 優 先	734	739	△5
一 時 停 止	140,019	139,761	258
歩 行 者 横 断 禁 止	18,157	18,144	13
車 両 横 断 禁 止	609	614	△5
転 回 禁 止	4,865	4,797	68
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,322	10,384	△62
横 断 歩 道 等	93,543	92,914	629
そ の 他	14,620	14,958	△338

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。

数値：交通規制課

第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	平 成 22 年	平 成 23 年	平 成 24 年	
総 数	15,605 (83)	15,631 (76)	15,625 (77)	
うち) 交 差 点 用	11,085 (12)	11,095 (9)	11,317 (11)	
地 区 部	総 数	9,895 (75)	9,913 (71)	9,907 (69)
	うち) 交 差 点 用	7,229 (8)	7,236 (6)	7,384 (8)
市 郡 部	総 数	5,681 (8)	5,689 (5)	5,689 (8)
	うち) 交 差 点 用	3,830 (4)	3,833 (3)	3,906 (3)
島 部	総 数	29 -	29 -	29 -
	うち) 交 差 点 用	26 -	26 -	27 -
集 中 制 御 式 信 号	7,892 (15)	7,935 (11)	7,806 (11)	
定 周 期 式 信 号	6,246 (66)	6,223 (63)	6,349 (65)	
押 ボ タ ン 式 信 号	1,467 (2)	1,473 (2)	1,470 (1)	

注1 () の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。

2 集中制御式信号とは、車両感知器の交通データをもとに、コンピュータにより算出された最適な信号表示時間で制御される信号機である。

3 定周期式信号とは、予想される交通量に対応した数パターン(朝、昼、夜)等、交通信号制御機ごとに秒数設定された信号機である。

4 押ボタン式信号とは、通常は車両信号灯が「青」で、歩行者が押ボタンを押すと、歩行者灯が「青」に変わる信号機である。

数値：交通管制課